東京地方裁判所　御中

要望書

原発メーカー訴訟について、私どもは以下要望致します。

３．１１福島原発過酷事故の原子炉製造メーカー日立、東芝、ＧＥ、３社の法的及び社会的責任の所在を明らかにしたご判決を下されますようお願い致します。

２０１１年３月１１日、福島第一原子力発電所は、人類史上前例のない過酷事故を引起し、日本のみならず全世界に甚大な損害を与えました。過酷事故がもたらした避難民の方々は、２０１４年３月現在でも２７万人にも上ります。この原子炉を製造、納入、建造したのは、日立、東芝、ＧＥの３社でした。

上記原発メーカー３社は、現在に至るまで自らの責任を何ら表明することなく、ただ沈黙しております。この沈黙し続ける原発メーカーの責任を明確にするために「原発メーカー訴訟」が 2014 年 1 月 30 日及び 3 月 10 日に貴裁判所に提訴されました。

私たちは原発をなくすことによって、人は原子力の恐怖を免れて生きる権利があるという基本的人権「ノー・ニュークス権」の確立を求めます。原子力損害賠償法には、「責任の集中」が特記され、原子力事業者（本件では東京電力）だけが、その損害を賠償する責めに任ずると規定されます。しかしながら、人類史上前例のない過酷事故を起こした、現実には安全ではなかった原子炉を建造した上記原発メーカーは、いかなる理由のもとに、何ら責めに任じられることがないのでしょうか。

上記過酷事故が、どの様な状況でも安全でなければならなかった筈の原子炉で引起されたことを熟慮され、この裁判の判決が人類の存亡に関する憂慮を宣言する、歴史的なものになることを期待し、私たちの要望と致します。

２０１４年　　月　　日

原発メーカー訴訟の会（http://maker-sosho.main.jp）
〒274-0077 千葉県船橋市薬円台 3-16-5-626
mail:　info@maker-sosho.main.jp

ご賛同いただける方はご署名のうえ上記連絡先へご送付ください。

名　　前	郵便番号	住　　所